



資料No. 1

岩 図 第 1 6 2 号

令和 4 年 3 月 9 日

岩手県図書館協議会  
会長 吉 植 庄 栄 様

岩手県立図書館  
館長 藤 岡 宏 章



図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の事項  
について諮問します。

#### 記

岩手県教育委員会が平成 17 年 1 月に策定した『未来を拓く いわたの図書館  
—岩手県公立図書館等振興指針—』を改訂し、創立 100 周年を迎える当館を核として  
岩手県内の図書館に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等を定める  
ことについて